

NEWS RELEASE

No. 25-13

2025年11月20日

(公財)損害保険事業総合研究所

11月25日発刊「損害保険研究」第87巻第3号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第87巻第3号を11月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

第86巻第1号から連載して好評を博した特集企画「保険法研究への誘い—保険法研究方法論の現在地の言語化の試み—」は、最終回を迎ました。テロリスクと保険やサイバーリスクと保険などの新しい研究領域を切り拓いてきた本企画の代表者 榊素寛先生がその研究手法と研究戦略を披露しています。

保険の実務家の立場から、実務家による保険の研究の重要性を説く論稿も掲載しています。

損害保険判例研究会の2件目は、先月新聞報道もされた最高裁令和7年10月30日判決の第一審判決の研究です。この最高裁判決に関する論文は、次号に掲載する予定です。

今号に掲載する論稿の概要は、以下のとおりです。

<研究論文>

(特集)保険法研究への誘い—保険法研究方法論の現在地の言語化の試み(第7回・完)

新たな研究領域の開拓——The Expanding Universe of Insurance

神戸大学大学院法学研究科教授 榊素寛氏

保険法研究において、従来の研究に乏しい新たな研究領域の研究余地は多く残されている。本稿は、一連の連載の締めくくりとして、そのような領域への研究に関心を持った読者に対し、筆者の経験に基づき、研究の困難さ、研究に伴う困難と悩み、研究に必要なことを示すとともに研究のアプローチを跡づけることで、研究の開拓を促すことを意図するものである。筆者は、保険法の外にある情報やリスク配分に関する問題関心(総論)に基づき、リスク・保険契約・保険法(各論)を研究対象とすることが多い。そこで直面する、解釈論が通用しないという問題に対し、解釈論を中心してきた研究者にとっては、現状把握と情報生産が最優先であることを示すとともに、具体的な研究手法の例を示す。そのうえで、筆者の長期的な研究戦略やブルーオーシャンの開拓に伴う研究上のリスクとリターンを示し、若手研究者のチャレンジを促す。

<研究論文>

オール・リスク型損害保険における「すべての偶然な事故」・「不測かつ突発的な事故」の意義解釈に関する法的考察
—英米等におけるall risks insuranceの包括的保険事故との対比から得られる示唆—

早稲田大学商学学術院教授 中村信男氏

わが国のオール・リスク型損害保険は英米等におけるAll Risks InsuranceないしAll Risks Policyをモデルとするところ、補償範囲の拡大という所期の機能の確保と過度の保険保護の抑制をいかにバランスさせるかという問題意識も基本的に共通する。本稿は、わが国のオール・リスク型損害保険の保険事故に関する裁判例を概観して問題点を洗い出した上で、All Risks Insuranceの担保危険とされるAll RisksまたはSudden and Unforeseen loss/damageの解釈との比較を通じ、多様な危険に対し広範な補償を提供する当該保険の機能を確保しつつ、そのこと故に生じ得る被保険者による目的財物等の管理面での注意低下・欠如の助長を抑制する観点から、オール・リスク型損害保険の保険事故である「すべての偶然な事故」・「不測かつ突発的な事故」の意義とその解釈のあり方を探ることを目的とする。

<研究論文>

傷害保険における限定支払条項の適用についての考察

沖縄国際大学法学部講師 黒田佳祐氏

本稿は、損害保険会社の傷害保険契約における限定支払条項の適用を中心に検討したものである。背景として、傷害保険では事故による傷害に対して保険金が支払われるが、既存の身体障害や疾病が傷害の重大化に影響を及ぼした場合の保険金支払調整が問題となっている。そこで、限定支払条項の構造と文理解釈を詳細に整理し、近年の裁判例を分析することにより、実務における適用実態と理論的な整合性を検討した。具体的には、限定支払条項が示す「傷害の重大化」の概念や因果関係の捉え方を明らかにし、裁判例における寄与率に基づく保険金減額の運用実態を考察した。

結論として、限定支払条項の約款文言上の厳格な適用は困難であり、実際には寄与率に応じた割合的減額が主流であること、またそれに対応した約款文言の見直しの余地があるのではないかと指摘する。

<研究ノート>

実務者の保険に対する関心の低下について—AI万能時代到来に伴う小考—

東京海上日動火災保険株式会社勤務 新谷哲之介氏

近年の企業従業者には、自律的なキャリア形成の指向が見られ、これに伴って専門的能力の具備を目指す風潮がある。この傾向は保険業界においても同様であり、専門性向上を目的とした学びが盛んである。しかし、保険業界の従業者が専門性を求めて学ぶ対象は、保険以外の分野であることが多く、保険自体を掘り下げて学ぼうとする例は少ない。一方で、過去には保険業界の従業者が保険を積極的に考究した時代があった。本稿は、現在の実務界では保険を考究する姿勢が低下しているという認識のもと、その原因や今後における実務界での保険研究の要否等について考える。その過程で、AIの実務利用の影響、また学界との関係などについても考察する。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

所有権留保自動車の転売における被保険利益の所在

仙台高裁令和4年11月15日判決

令和4年(ネ)第205号 約定保険金等支払請求控訴事件

自保ジャーナル2154号148頁

専修大学法学部教授 遠山聰氏

人身傷害保険金請求権の帰属主体と全額行使の可否

東京地裁令和5年2月27日判決

令3年(ワ)第33831号 保険金請求事件

2023WLJPCA02278014, LEX/DB:256103761

関西学院大学法学部准教授 松田真治氏

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』購入・新規定期購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/>